

令和6年4月1日

令和6年度 農地バンクの取組計画

農地バンク

(鹿児島県農地中間管理機構)

農地中間管理事業の推進に関する基本方針（令和5年6月鹿児島県）、担い手への農地の集積・集約化の取組計画（令和6年度）及び地域計画の策定・実行に向けた県の取組方針（令和6年度）に基づき、県や市町村、農業委員会、関係機関・団体と一体となって、担い手への農地の集積・集約化につながるよう、本事業の推進に取り組むこととする。

1 農地集積目標面積

3,200 ha

2 対象市町村

41 市町村（三島村，十島村を除く全市町村）

3 主な取組内容

(1) 地域計画の策定に向けた市町村・農業委員会等との連携強化

ア 協議の場に参加し、以下の支援を行う。

- ① 市町村における農地バンク事業活用状況（面積，筆数，賃料）を情報提供する。
- ② 地域外（市町村外）の担い手の意向等を情報提供する。
- ③ 事業PR等の説明を行う。

イ 市町村内で担い手等を確保できない場合は、地域段階の会議等で地域外の担い手意向等の情報を共有し、進むべき方向性を検討する。

ウ 地域計画に係る各種会議・研修会において、市町村と農業委員会など関係機関・団体等が緊密な連携を図るよう促す。

(2) 地域計画の実行推進

ア 地域計画に基づく「促進計画」の権利移動を円滑に行うために、事業事務手続きマニュアルを活用した事務の効率化，正確性等の確保を図るとともに、農地中間管理システムの改善及び事業事務の簡素化等を継続して進める。

イ 契約の履行に支障をきたす以下の項目について、市町村等と連携した取組や対応を行う。

- ① 未収金・未払金の解消
- ② 機構管理農地の解消

③ 解約時の原状回復作業の確認

④ 農地の適正利用を行わない受け手への指導

ウ 担い手への農地の集約化等に向けた取組を加速化し、農地が利用されやすくなるよう、「地域計画」が策定された後も、都度、計画が更新されるよう市町村へ働きかけるとともに農業委員会との連携を促す。

エ 市町村内で担い手等を確保できない場合は、地域段階の会議等で地域外の担い手意向等の情報共有を行う。

オ 県及び農業会議と連携して農地バンク事業推進担当者会議や農業委員会大会などの会議、研修会を開催し、農地バンク事業や機構集積協力金交付事業などを周知する。

カ 担い手訪問や関係機関からの情報収集を行い、農地バンクだよりや優良事例としてとりまとめ、農地バンク事業を周知する。

(3) 農地バンク事業を活用した農地の利用権設定への円滑な移行の推進

ア 農地バンク事業を優先的に利用するよう、各種会議・研修会の機会を通じ、市町村や農業委員会に対して働きかける。

イ 農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画へ移行するよう、各種会議・研修会の機会を通じ、市町村や農業委員会に対して働きかける。

ウ 農地バンク事業を利用した利用権設定の更新期に農地バンク事業を継続的に利用するよう、各種会議・研修会の機会を通じ、市町村や農業委員会に対して説明する。

(4) 相続未登記農地・荒廃農地等の貸借推進

ア 担当者会、農業委員会大会ほか各種会議・研修会において、市町村・農業委員会等に対して、相続登記の義務化や書面契約によらない貸借の解消の周知・広報活動を行う。

イ 市町村、農業委員会に対して、地域計画策定・見直し時に書面契約によらない農地の貸借の状況を把握し、関係者と情報共有するよう促す。

ウ 相続未登記が理由で権利設定が進まない農地については、持ち分の過半の同意を得るか、所有者不明農地制度の活用を周知・推進する。

エ 遊休農地解消緊急対策事業の利用が有効な農地では制度活用を支援する。

(5) 機構集積協力金交付事業、農地整備事業等の推進と支援

ア 市町村、農業委員会等に対して、農地の集積・集約化につながる施策について、随時周知する。

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業に係るスケジュールや留意点等を県、土改連、市町村と情報共有し、採択後の担い手への集団化8割以上に向けた取組を支援する。